

公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市におく。

(目的)

第3条 この法人は、千葉県におけるスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本ボーイスカウト千葉県連盟が行う次の事業に対し一括して資金面での助成支援を行う。

- (1) ボーイスカウト運動の普及及び広報に関すること。
- (2) 青少年プログラムの開発及び展開に関すること。
- (3) ボーイスカウト運動に関わる成人の確保及び養成に関すること
- (4) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟及び国際関係に関すること。
- (5) ボーイスカウト教育の特長を生かした自然体験活動等の推進
- (6) 加盟団の登録、審査及び指導に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) 集会及び講演会の開催
- (9) その他日本ボーイスカウト千葉県連盟の目的達成のため必要なこと。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業活動の内容

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 会 員

(会員の種等)

第11条 この法人の目的に賛同し、加入する個人又は団体を会員とすることができる。会員の威風凛々たるは、次のとおりとする。

- (1) 維持会員 この法人の事業を維持し維持会費年額10,000円以上を納める者。
- (2) 特別維持会員 この法人の事業を後援し特別維持会費として年額50,000円以上を納める者。

(加入)

第12条 この法人への加入は、維持会費又は特別維持会費を添えて加入届の申し込みをするものとする。

(資格喪失)

第13条 維持会員及び特別維持会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 引き続き2年間維持会費を滞納したとき

2 維持会員がこの法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったときは、理事会及び評議員会の議決を経て、代表理事がこれを除名することができる。

(既納の維持会費)

第14条 既納の維持会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員8人以上12人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

- ヘ ロから二までに掲げる者の３親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第!項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了するときまでとする。

３ 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利を有すると共に職務を行わなければならない。

(報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

２ 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

２ 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事等の報酬並びに費用の額

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分または除外の承認

(7) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

２ 定時評議員会は毎年２回２月、６月に開催する。

３ 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２ 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３ 代表理事は、評議員会の開催日の２週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令でさだめるところにより議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 人以上が署名押印し、これを保存する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 10 人以内
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を代表理事とし、代表理事以外の理事の内若干名を業務執行理事とする

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事の中から理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より若干名を常任理事に選任することができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び代表理事以外の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は 次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉役員)

第 32 条 この法人に、理事会及び評議員会の議決を経て顧問、相談役、参与を若干名おくことができ

2 顧問、相談役及び参与は代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1)多額の借財

(2)重要な使用人の選任及び解任

(3)内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回 2 月、6 月に開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 代表理事は、理事会の開催日の 2 週間前までに、理事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催できる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更、及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第 45 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 11 条第 1 項に掲げる事項に係わる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 45 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、「公益認定法」第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長は理事会で選任及び解任する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局の組織及び重営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
 - (3) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 11 章 補則

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は一般社団及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 10 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 10 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この公益法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事：吉成 儀、星野智史、花島恭一、赤田靖英、鈴木國夫、山田龍雄、中川義夫
監事：塩崎達也
- 4 この公益法人の最初の代表理事は 吉成 儀とする。
- 5 この公益法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
秋屋忠夫、森屋 啓 相場平吉、香取秀紀、佐久間邦彦、増田秀夫、伊藤 知、早坂典男、
安川 厚

経緯

平成 23 年 1 月 22 日 公益財団法人 ボーイスカウト千葉県連盟維持財団移行認定申請
平成 24 年 2 月 10 日 千葉県知事に移行認定答申書
平成 24 年 3 月 30 日 移行認定処理手続き完了

平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人 ボーイスカウト千葉県連盟維持財団設立登記完了
平成 24 年 4 月 21 日 公示・公表
平成 30 年 6 月 21 日 一部改正
令和 2 年 6 月 18 日 一部改正